

再意見書

平成22年11月12日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお

代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

TEL

FAX

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2010年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 株式会社ケイ・オプティコム

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信電話株式会社	<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象</p>	<p>《制度の運用について》</p> <p>競争事業者は、実際にあった事例をもとに問題提起をしているため、指摘された事項を全て検証対象とし、疑念が払拭されない限りは、少なくとも、全てを注視事項として、継続的にウォッチすることが必要であります。</p> <p>昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導「NTT東西が接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止等について、NTT東西及びNTT東西から受託した業務を行う会社の社員等に周知・徹底すること」に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007年度～2009年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要であります。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>2 NTT等に係る公正競争要件の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動体通信業務の分離、NTT再編成時の公正競争要件 ・ 活用業務認可条件 	<p>特に、前述の事案発生を受けて、NTT東西が追加対策を講ずるとしていることを踏まえると、行政指導がなされた他の事項についても、対策の追加や改善の余地が残っているものと考えます。</p> <p>《規制強化について》</p> <p>NTT東西が本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高まりの原因でもあります。</p> <p>そのため、NTTグループ内の連携、子会社・販売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連携等、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制やNTT等に係る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化等を行うべきであります。</p> <p>また、活用業務は、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても取消しを含め改めて認可可否を検証すべきであると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>・8分岐単位接続に係る問題</p>	<p>分岐端末回線単位での接続料設定は、光アクセス網の進化を止めることになるうえ、インフラ構築事業者に比して設備投資リスクを負わない接続事業者だけを一方的に有利にするものであり、設備構築をベースとした競争を歪めるため、引続き実施すべきではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備共用では、既存設備への収容率を高めることを優先するあまり、新たな技術を導入しないといったように、各事業者に、アクセス網を進化させようとするインセンティブが働かないため、光アクセス網の進化が停滞 ・ 設備コストや需要と乖離した接続料設定は、投資リスクを負うインフラ構築事業者との公平性を欠き、投資インセンティブを阻害 <p>加入光ファイバ接続料を含め、今後の接続料設定にあたっては、上記を踏まえつつ、NTT東西、接続事業者だけでなく、インフラ構築事業者も含めた、競争事業者間の公平性を担保することが必要です。</p> <p>なお、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高まりに対しては、NTT東西をはじめとしたNTTグループ全体に対する行為規制等の強化によって対処すべきであります。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>・NTT東・西によるFTTH販売等に係る接続情報の利用</p>	<p>昨年兵庫県にて発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、極めて重大な問題であり、徹底した措置を講じる必要があるとの点につきましては、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社と同じ考えであります。</p> <p>しかしながら、弊社としましては、本事案の根本的な原因は、NTT東西の県域等子会社が何ら制約なく活動できる状況にあるためと考えておりますので、講じるべき具体的な措置としましては、NTT東西のアクセス部門の構造分離や資本分離ではなく、NTT東西と同じ規制を県域等子会社にも適用することが、何より必要であると考えます。</p>
KDDI株式会社	<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>・NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用</p>	<p>同時に、委託会社への管理監督義務の明確化等、委託会社を通じた不透明な活動を抑止するための措置も講じるべきであります。</p> <p>公正な競争環境を確保するためには、まずは、抜け道のないルール化・透明性の確保等、NTTグループの事業活動全般に、抜けなく法規制の網を被せることが必要であり、NTTの経営形態につきましては、「グループドミナンス排除」の観点から見直し検討することが、重要であると考えます。</p>